

## 所沢市マチごとエコタウン認定ガイドラインに基づく街区認定要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、所沢市マチごとエコタウン認定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、一定の要件を満たした脱炭素等に資する市内の街区に対して市が付与する認定（以下「街区認定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

### (街区認定の基準)

第3条 街区認定の基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

### (申請者の要件)

第4条 街区認定を受けようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。  
なお、複数法人の共同事業の場合にあっては、全ての構成法人がこれら全てを満たしていなければならない。

- (1) 街区認定に係る工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者でないこと。ただしその事実があった後3年を経過した者についてはこの限りではない。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
- (3) 国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者でないこと。

### (街区認定)

第5条 街区認定を受けようとする者は、所沢市マチごとエコタウン認定申請書兼事業計画書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、速やかにその内容が認定基準に合致しているか審査する。審査にあたり疑義が生じた場合、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、事業計画に関するヒアリングを実施することができるものとする。

3 市長は、前項に規定する審査の結果を所沢市マチごとエコタウン認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (街区認定の活用)

第6条 街区認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、街区認定を受けた街区について、

当該街区が市の推奨するモデル的脱炭素街区であることをPRすることができる。

(変更の届出)

第7条 認定者は、次に掲げる事項について変更するときは、速やかに、所沢市マチごとエコタウン認定事業計画変更申請書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。

- (1) 申請者の代表者名、住所等
- (2) 住所等街区認定を受けた街区の名称、取組内容等  
(事業の進捗状況の報告)

第8条 市長は、事業が完了するまでの間、必要に応じて、街区認定を受けた街区に係る事業の進捗状況について認定者に確認するものとする。

(事業の完了報告)

第9条 認定者は、事業が完了したときは、速やかに、市長に対し所沢市マチごとエコタウン認定事業完了（見込）報告書（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 前項の報告は、事業期間が1年間を超えるときは、市と協議の上、事業期間内に行う完了見込の報告をもって代えることができるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、街区認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者から街区認定の取消しの申入れがあったとき。
- (2) 虚偽の申請その他街区認定を取り消すべき事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により街区認定を取り消したときは、所沢市マチごとエコタウン認定取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

附 則

この要項は、令和6年9月1日から施行する。